

学内の対応について（４月２０日付）

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国へ拡大された事を受け、山梨県より出された緊急事態宣言への本学の対応は、以下のようになりますのでお知らせいたします。

1. 学生の**大学施設への立ち入りを原則として禁止**します。詳細は学内サイトをご覧ください。
2. 授業については、今までお示ししているとおり、４月２２日（水）から緊急事態宣言の終了が予定されている**５月６日（水）まではすべて遠隔授業方式で行います**。その後、順次可能な授業から対面方式へと戻していく予定です。ただし、状況によっては変更となる可能性があります。
3. 緊急事態宣言を受け、引き続き不要不急の外出を控え、特に特定警戒都道府県との往来については自粛をお願いいたします。
4. 感染リスクの高い３密（密集、密閉、密接）場所でのアルバイト、及び「３密」状況での会話・談笑や対面の食事などの自粛をお願いいたします。

※なお、学生に対しては、教職員が連携をとり継続的に支援いたします。